

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の再徹底について

今シーズンは、11月前半時点で4例の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。野鳥での感染が確認されていない地域でも、家きん農場での発生があったことから、どこで発生してもおかしくない状況です。飼養衛生管理基準の遵守状況を再確認し、早期通報と発生予防対策を徹底しましょう。

農場における発生予防対策

飼養衛生管理の基本的な項目を毎月点検し、不備があれば改善する

- ☐ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒
- ☐ 衛生管理区域専用の衣服や靴の設置・使用
- ☐ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
- ☐ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒
- ☐ 家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用
- ☐ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検、修繕
- ☐ ねずみや害虫の駆除

◆早期通報の徹底

地域における連続発生を防ぐためには、早期通報が重要です。毎日の健康観察の徹底に加え、本病を疑う所見を確認した際は、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。

◆再発・密集地域における再点検

今シーズンの4事例のうち、3事例が過去発生した農場での再発生となっています。別紙1を参考に野鳥の誘引防止対策を含め、地域内での発生に備えた消毒薬の備蓄や鶏舎開口部へのフィルター等の設置準備等の対策を講じてください。